

平成28年9月30日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

| | 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求年月日 | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨 | 裁決の概要 | 参 考 | | |
|---|-----|-----------|----------|------------------|--|--------------------------------|------------|---------|
| | | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日 |
| 1 | 熊本県 | 熊本県水俣市の男性 | 平28.5.25 | 水俣病認定 | <p>却下</p> <p>原処分時に適用のあった行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項は、「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内)に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。」と規定する。然るところ、本件では、審査請求がなされたのは、同条項の「当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内」の期間を経過した後であると認められ、また、同条項ただし書きの「やむを得ない理由」は認められない。よって、本件審査請求は、審査請求期間を徒過した不適法なものであるから却下する。</p> | 審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。 | 平24.5.17 | 平27.9.4 |

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

| | 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求年月日 | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨 | 裁決の概要 | 参 考 | | |
|---|------|---------|-----------|--------------------------------|---|---|------------|----------|
| | | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日 |
| 1 | 名古屋市 | 名古屋市の女性 | 平21.9.17 | 気管支ぜん息 遺族補償費 | <p>棄却</p> <p>被認定者は、従前から心不全の状態を抱えていたところ骨折し、その治療薬により消化管出血を来して輸血を必要とする程度の貧血を生じたが、被認定者は速やかに輸血することを望まなかった。そのため、心臓に過度な負担がかかる状態が続き、破綻を来したと考えられる。骨折の原因は骨粗鬆症であると認められるが、被認定者は、ステロイドの内服使用は数年来ほとんどなく、本件骨折の時と同様これまでもベッドから滑り落ちているが、骨折の既往はなく、年齢からしてもステロイド性骨粗鬆症であるとは認められない。その他、死亡に影響を与える続発症が発症していたことや、認定疾病である気管支ぜん息が悪化していたことも認められない。よって、原処分を相当とする。</p> | 審査請求人は、被認定死亡者の妹。審査請求人は、被認定死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。 | 平20.3.26 | 平20.11.4 |
| 2 | 名古屋市 | 名古屋市の女性 | 平24.10.19 | 慢性気管支炎 気管支ぜん息 遺族補償費及び葬祭料 | <p>棄却</p> <p>被認定者の直接死因は左視床出血である。認定疾病の従前の経過等に照らすと、認定疾病が左視床出血の発症に関わったとは認められない。また、認定疾病が左視床出血の発症後に全身状態ないし病状の悪化を加速させたとは認められない。以上から、認定疾病と死亡との間には相当因果関係は認められず、また、医学的常識をもってしても認定疾病が死亡に寄与したと認めることはできない。よって、原処分を相当とする。</p> | 審査請求人は、被認定死亡者の妻。審査請求人は、被認定死亡者が指定疾病に起因して死亡したとして申請。 | 平22.9.13 | 平23.7.4 |

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

| | 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求年月日 | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨 | 裁決の概要 | 参 考 | | |
|---|----------------|--------|----------|-----------------------|---|--|------------|----------|
| | | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日 |
| 1 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 川崎市の男性 | 平26.11.2 | 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺認定 | 棄却 審査請求人については、大量の石綿ばく露歴があった可能性、及び著しい呼吸機能障害は認められるが、放射線画像所見において、珪肺や膠原病肺等の可能性が高く、経過からも石綿肺以外の疾患が考えられる。よって、原処分を相当とする。 | 審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。 | 平26.6.13 | 平26.10.9 |
| 2 | 独立行政法人環境再生保全機構 | 横浜市の女性 | 平28.7.14 | 肺がん 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料 | 却下 審査請求人が原処分を知った日は、配達証明より平成28年4月12日と認められ、本件不服審査請求書は郵便により提出されているので、行政不服審査法第18条第3項により、消印のある同年7月18日が審査請求の日となる。したがって、本件審査請求は、同条第1項本文の「審査請求は原処分を知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。」旨の期間を経過している。同項ただし書は、同項本文が請求人となるべき人に諸般の事情があることを考慮した上で3月を期限としたのに対し、それでもなお請求人の責に帰すべきでない不測の障害によって審査請求が間に合わなかった場合に「正当な理由」があるとして例外を認めている。具体的には、請求人が審査請求をするにつき、通常用いられると期待される注意をもってしても避けることのできない客観的な事由で、地震・暴風雨・落雷等の自然現象、火災交通の途絶等人為による異常な災害に起因する場合等、その責に帰することができないと認められる場合を指すものである。審査請求書には期間を経過した理由として、「医師や親類と協議したが、遠方であることや請求人が高齢であることから休日しか動けず、時間がかかった」旨記されているが、前記理由は、請求人の主観的な事情に留まるものであって、「正当な理由」とは認められない。よって、不適法な請求であるから却下する。 | 審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより肺がん罹患したとして申請。 | 平27.9.29 | 平28.4.5 |